



あいわ通信



あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



司法書士のお仕事紹介～商業登記編⑤ みんな大嫌い「罰金」のお話～

こんにちは。司法書士の粒来です。

今月号は6月号の記事に引き続き、商業登記申請にかかるお金のお話です。

しかも今回は、負担しても一文の得にもならない「罰金」についてです。

6月号の記事は、商業登記は数件に分けて申請するよりまとめて1件で申請したほうがお得になるという話でした。そうすると、商業登記は放っておけるだけ放っておいて、どうしても必要に迫られた時にまとめてやるのがいちばんお得なんじゃないかと考えてしまう方がいらっしゃるかもしれません。

しかし、そうは問屋が卸しません。商業登記についての過去の記事で、商業登記制度の目的は会社に対する世間一般の信用の維持にあると書きました。

そうすると、商業登記記録の内容は常に正しくなければならないということになります。

登記の情報がいつ時点のものか分からない古くて不正確なものかもしれないとなると、そんな登記を信用して取引をして大丈夫なのかという話になってしまいます。

そのため、商業登記では法律上、登記事項に変更が生じてから2週間以内に登記をすることが義務づけられており（会社法第915条）、それを怠った場合は100万円以下の過料に処せられることになっています（会社法第976条）。

特にやっかいなのが、平成18年の会社法施行により、任期が2年から最長10年まで延長された、株式会社の役員の変更登記です。任期を伸ばせば登記の回数が減ってコスト削減につながるため、少なくとも私が設立登記を担当した株式会社はほとんど、役員の任期を最長の10年に設定しています。しかし、そうすると今度は、利益を上げるために商売に集中しなければならない事業者の方が、10年に一度しか来ない登記のタイミングを忘れず管理できるのかという問題が生じます。

（誤解されがちですが、役員変更は他の登記と違い、メンバーに変更がなくても任期更新の登記をしなければなりません。これも落とし穴の一つです。）

現状、登記を怠ったことについて実際に過料のペナルティが発動されるのは、よりによって一番引っかかりやすいこの役員変更の登記だけといわれています。実際は2週間を過ぎたからといって直ちに過料に処される運用にはなっていないようですが、年単位で放置するとさすがに問題になってきます。

過料が来る場合、登記を忘れていた年数×1～3万円くらいの金額になることが多いようです。

したがって、もし5年間登記するのを忘れてしまうと、最悪15万円くらいの過料が来る計算になります。これはちょっと忘れるわけにはいきません。

じゃあ、どうすればよいかという話ですよ。

毎度しつこくて大変恐縮ですが。。。



<裏面に続く>

<表面から続き>

やっぱり、登記は司法書士に任せてください。
ということに尽きます。

当事務所の場合、ふつうの役員変更登記にかかる司法書士費用（実費を除く）はせいぜい2～3万円です。

この費用で、法務局に対する登記申請はもちろん、別途作成しなければならない株主総会議事録や株主リストなどの作成も行います。ご希望があれば、次回の登記前のタイミングでリマインドを差し上げることも可能です。

2～3万円という金額を軽んじるつもりはありませんが、この金額で10年間、余計な登記や罰金のことを考えず本業に集中できると考えれば、費用対効果は悪くないのではないかと思います。

いかがでしょうか。

だんだんと、商業登記は司法書士に任せようという気持ちになってきましたでしょうか。

ぜひそのお気持ちをそのままに、今すぐ定款と登記事項証明書を握りしめて当事務所にご相談いただければ幸いです。

なお、本記事を見て、「結局ポジショントークかよ、やっぱり司法書士は信用できねえ。登記なんて自分でできらあ！過料くらい払ってやらあ！」とかお考えになったひねくれ者剛胆な会社経営者の方。

私は登記を忘れたことに対するペナルティが、罰金だけで済むなんて一言も言っていません。

登記懈怠が度を過ぎてしまうとどうなるか。

次回の記事は、もっと面倒で恐ろしい「みなし解散」についてです。

どのような記事か、お楽しみにお待ちください
Ψ(`▽´)Ψ比々 Ψ(`▽´)Ψ比々



新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方へ

弊事務所では、新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方のために、対応時間を延長してご相談を受け付けております。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、この状況が長期化していることにより、労働者や事業者に多大な影響が出ております。様々な支援策が打ち出されていますが、収入の減少により借入金の返済が困難になる方も現に出ております。

弊事務所では、借金の返済が困難になった方向けの相談を対応時間を延長して受け付けております。お悩みごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

【相談無料・お問い合わせ】

0120-913-317（相談無料）

借入金の返済が難しくなってきたときは、なるべく早めの段階でご相談いただくことで、債務整理の選択肢を増やすことができます。

特に、住宅ローンの返済がある方は、ご自宅を守る債務整理の方法があります。不動産を売却する前に、まずは弊事務所にご相談ください。

《コロナ対策を徹底しています》



相談室の飛沫防止のパーテーション、消毒液の設置、事務所の換気、スタッフのマスク着用・手洗いを徹底しています。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

